

発委第1号

令和6年3月15日

四万十町議会議長 味元 和義 様

提出者 議会運営委員長 水間 淳一



四万十町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します

四万十町議会会議規則の一部を改正する規則

四万十町議会会議規則（平成18年四万十町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第101条」を「第101条の2」に、「第130条」を「第129条の2―第130条」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」を「場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第32条に次の1項を加える。

- 4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第61条の次に次の1条を加える。

（オンラインを活用した一般質問）

第61条の2 第2条に規定する事由により会議を欠席した議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して前条第1項の規定による質問をすることができる。

- 2 前項の規定によりオンラインを活用して質問することを希望する議員は、あらかじめ、議長の許可を得なければならない。

- 3 議員がオンラインを活用して質問をする場合における第50条第1項及び第61条第4項の適用については、第50条第1項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる」とあるのは「得てしなければならない」と、第61条第4項中「欠席したとき、又は発言の順序に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないとき」とあるのは「発言の順序に当たっても発言しないとき、又は通信環境の悪化等によりオンラインによる質問をすることができないとき」とする。

- 4 前3項に規定するもののほか、オンラインを活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第62条第1項中「前条」を「第61条」に改める。

第85条中「第32条」を「第32条第1項から第3項まで」に改める。

第11章中第101条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

第101条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第103条中「外とう、襟巻、傘、写真機、録音機及び携帯電話」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に

必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第19章中第130条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第129条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定による方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第21条、第91条、第92条第1項及び第125条の規定による議員に対する通知であつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議

長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。（電磁的記録による作成等）

第129条の3 この規則の規定（第29条第1項（第85条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

〔提出理由〕

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されること、また、現在の社会情勢に照らし所要の整備を行うため四万十町議会会議規則の一部を改正するものである。改正内容は、令和5年2月7日付け総務省自治行政局行政課長通知を参考とした一般質問のオンライン化や、議会にかかる諸手続きをオンライン化することなどが主な改正内容である。

四万十町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
四万十町議会会議規則 目次 第11章 辞職及び資格の決定（第98条―第101条の2） 第19章 補則（第129条の2―第130条） （会議時間） 第9条 （略） 2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。 4 （略） （開票及び投票の効力） 第32条 （略） 2・3 （略） 4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。 （オンラインを活用した一般質問） 第61条の2 第2条に規定する事由により会議を欠席した議員	四万十町議会会議規則 目次 第11章 辞職及び資格の決定（第98条―第101条） 第19章 補則（第130条） （会議時間） 第9条 （略） 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。 （開票及び投票の効力） 第32条 （略） 2・3 （略）

改正後	改正前
<u>は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して前条第1項の規定による質問をすることができる。</u> <u>2 前項の規定によりオンラインを活用して質問することを希望する議員は、あらかじめ、議長の許可を得なければならない。</u> <u>3 議員がオンラインを活用して質問をする場合における第50条第1項及び第61条第4項の適用については、第50条第1項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる」とあるのは「得てしなければならない」と、第61条第4項中「欠席したとき、又は発言の順序に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないとき」とあるのは「発言の順序に当たっても発言しないとき、又は通信環境の悪化等によりオンラインによる質問をすることができないとき」とする。</u> <u>4 前3項に規定するもののほか、オンラインを活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> (緊急質問等) 第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、<u>第61条</u>の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。	(緊急質問等) 第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、<u>前条</u>の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

改正後	改正前
(選挙規定の準用) 第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条<u>第1項から第3項まで</u>、第33条第1項、第34条及び第35条の規定を準用する。	(選挙規定の準用) 第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条第1項、第34条及び第35条の規定を準用する。
<u>(資格決定の通知)</u> <u>第101条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> (携帯品) 第103条 議場に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて</u>は、この限りでない。 <u>(電子情報処理組織による通知等)</u> <u>第129条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。</u>	(携帯品) 第103条 議場に入る者は、帽子、<u>外とう、襟巻、傘、写真機、録音機及び携帯電話</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

改正後	改正前
<u>以下この項及び第４項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> <u>２ 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u> <u>３ 前２項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u> <u>４ 第１項又は第２項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第２１条、第９１条、第９２条第１項及び第１２５条の規定による議員に対する通知であつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機</u>	

改正後	改正前
<u>（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</u> <u>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u> <u>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場</u>	

改正後	改正前
<u>合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u> <u>（電磁的記録による作成等）</u> <u>第129条の3 この規則の規定（第29条第1項（第85条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u>	